



平成25年5月14日

各 位

会 社 名 はるやま商事株式会社
代表者名 代表取締役
社長執行役員 治山正史
(コード番号 7416 東証第1部)
問合せ先 執行役員 竹内愛二郎
(TEL 086-226-7101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の当社第39回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業目的を明確にするため、現行定款第2条の目的に関する規定について、所要の変更を行うとともに、号数の表示方法を整備するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、現行定款第22条の取締役の任期に関する規定について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 役付取締役の簡素化を図るため、現行定款第23条の役付取締役に関する規定について、所要の変更を行うものであります。
- (4) 現行定款第29条の顧問及び相談役に関する規定を削除することとし、第30条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 (条文省略) <u>1.</u> ~ <u>7.</u> (条文省略) <u>8.</u> 楽器類・教材器具・文具・玩具・書籍・事務用品・スポーツ用品・鳥獣・魚介・ペット	(目 的) 第 2 条 (現行どおり) <u>(1)</u> ~ <u>(7)</u> (条文省略) <u>(8)</u> 楽器類・教材器具・文具・玩具・書籍・事務用品・スポーツ用品・鳥獣・魚介・

<p>ト用品・園芸用品の販売及び古物の売買。 (新 設) <u>9. ～21.</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 (条文省略) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</u> 3. (条文省略) 4. (条文省略)</p> <p>(顧問及び相談役) 第 29 条 <u>当社は取締役会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。</u></p> <p><u>第 30 条～第 47 条</u> (条文省略)</p>	<p>ペット用品・園芸用品の販売。 <u>(9) 古物の売買。</u> <u>(10) ～ (22)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役<u>及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>第 29 条～第 46 条</u> (現行どおり)</p>
--	--

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日
定款変更の効力発生日 平成25年6月27日

以 上